

競技者資格規程

一般社団法人日本パラ水泳連盟

(目的)

第1条 一般社団法人日本パラ水泳連盟（以下「本連盟」という。）は、公益財団法人日本パラスポーツ協会日本パラリンピック委員会（以下「JPC」という。）、公益財団法人日本スポーツ協会（以下「JSPO」という。）、公益財団法人日本オリンピック委員会（以下「JOC」という。）、国際パラリンピック委員会（以下「IPC」という。）、世界パラ水泳連盟（以下「WPS」という。）、世界水泳連盟及び公益財団法人日本水泳連盟が制定した憲章・規則などに準拠し水泳競技の健全な普及・発展を図るため、本連盟の競技会参加会員となる選手（以下「競技者」という。）に対する競技者資格を定める。

(スポーツマンシップ)

第2条 スポーツとして水泳を愛し、フェアプレーの精神とマナーを尊び、水泳スポーツの向上と発展に自ら貢献しようとする意志を持つこと。

2 善良な市民、健全な社会人としての品性を保ち、市民社会における水泳スポーツの地位の向上に寄与すること。

3 競技者が競技会に参加する際は、競技会主催者が規定する参加規約に従うこと。

(競技者の定義)

第3条 この規程の競技者とは、本連盟の競技会参加会員をいう。

(競技者の資格)

第4条 競技者は、本連盟の競技会参加会員となることにより本連盟若しくは本連盟が加盟する団体、IPC、WPS又はJPCが主催、公認した競技会に参加することができる。

2 競技者は、前項の団体が非公認としている競技会に参加しようとする場合は、本連盟の許可を受けなければならない。

(賞金等の受け取り)

第5条 競技者が前条の規定に基づき参加した競技会が賞金や出場報酬(以下「賞金等」という。)付きであった場合は、その賞金等を競技者本人が受け取ることができる。

2 競技者が受け取りを辞退した場合は、その賞金等は本連盟に帰属するものとする。

(競技者による肖像等の使用)

第6条 競技者は、自己の肖像等(動画・静止画・イラスト・サイン・氏名・ニックネーム・似顔絵・手形・足形・声等その個人であることが明確にわかるもの。以下同様とする。)を自ら利用することができる。

2 競技者は、強化育成指定等選手活動、日本代表選手活動以外の個人スポンサー活動、所属スポンサー活動において自己の肖像等を自身で使用し、また自身の登録団体及び第三者に使用させることができる。ただし、政治・宗教、ギャンブル、タバコ、消費者金融、公序良俗に反する企業等との契約は禁止とする。

(1) 個人スポンサー活動における使用可能な肖像は単独肖像とし、服装は私服、呼称例は競泳○○選手とする。

(2) 所属スポンサー活動における使用可能な肖像は単独、所属チーム3人以上の集団とし、服装はチームウェア、呼称例は○○チーム△△選手とする。

3 前項の使用に際し、競技者は、本連盟の倫理規程に違反することなく、競技者自身または他

人の名誉を貶めたり、水泳の健全な普及・発展を妨げることは厳に慎まなければならない。

4 競技者は、本連盟から要請があった場合は、本連盟のマーケティングプログラムに協力しなければならない。

(未成年の競技者)

第7条 未成年の競技者が肖像等を使用する場合は、その親権者の承諾を要する。未成年競技者の肖像等を使用する者は、未成年の競技者の健全な発育を阻害することのないよう配慮しなければならない。

(本連盟による肖像等の使用)

第8条 本連盟は、競技者の肖像等を無償で使用でき、また第三者に使用させることができる。

(日本代表選手等の肖像等)

第9条 日本代表選手等とは、国際大会強化指定選手規程及びユース等育成選手規程により選ばれた選手及び、選手等選考委員会規程に基づいて選考された選手をいう。

2 第6条の定めにかかわらず、次の肖像等は本連盟にのみ帰属する。

① 本連盟の日本代表選手等としての活動中の肖像等（本連盟の日本代表選手等であることを理由に本連盟から支給された物品を身に付けた肖像等を含む。）

② 集団肖像（本連盟の日本代表選手等3名以上で構成される集団の肖像等）

3 本連盟は、前項の肖像等を無償で使用でき、また第三者に使用させることができる。

4 本連盟は、日本代表選手等が、第2項の①の自身の肖像等について、マーケティング活動や広告活動等の商業的活動以外の目的のために使用することを認める。但し、日本代表選手等自身による使用に限る。

5 本連盟の日本代表選手等は、肖像等に関するIPC,WPSやJPCの定め等及び本連盟の定め等を遵守しなければならない。

(違反競技者に対する処分)

第10条 本連盟の会員となった競技者が、次の各号のいずれかに該当すると認められたときは、本連盟処分規程に基づき処分を受ける。

(1) 第2条に規定するスポーツマンシップに違反したとき。

(2) 本連盟及び本連盟の協力関係団体、JPC、JSPO、JOCが禁止した競技会等（記録会、模範演技会、試泳会その他水泳競技及び演技を含む一切の行事をいう。）に許可を受けずに参加したとき。

(3) 国籍の如何を問わず、本連盟が競技者資格を認めていない者が参加する競技会に、その事実を知って参加したとき。

(4) 本規程及び本連盟の諸規程に違反したとき

(5) その他本連盟及び本連盟の協力関係団体の名誉を著しく傷つけたとき。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会の決議により行う。

附 則 (注) 2013年4月8日登記完了

本規程は、本連盟の設立の登記の日から施行する。

附 則

本規程は、公益財団法人日本水泳連盟競技者資格規則の改訂に準拠し、平成26年5月30日

から一部改訂実施する。

附 則

本規程は、公益財団法人日本水泳連盟競技者資格規則の改定に準拠し、2017年1月21日から一部改訂実施する。

附 則

本規程は、関係機関名の変更に準拠し、2017年12月1日から施行する。

附 則

本規程は、関係機関名の変更に準拠し、2018年12月1日から施行する。

附 則 (注) 2021年2月21日開催の理事会において決議

この規程は、2021年3月16日から施行する。

附 則

この規程は、2022年2月12日から施行する。

附 則

この規程は、2022年6月25日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、2025年6月14日から施行する。
- 2 肖像等の使用禁止に対する除外認定競技者規程は廃止する。

附 則

この規程は、2026年4月21日から施行する。